

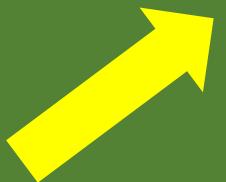


# 2025年末年始連休前工事連絡会用 【安全衛生課】工事安全のお願い

2025年12月1日 安全衛生推進室 安全衛生課



## みんなで工事安全スキルを高めよう





# 2025年度 年末年始連休前工事連絡会用 【安全衛生課】工事安全のお願い

---

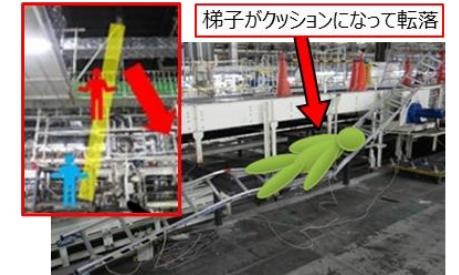
1. 工事の事故事例と対応
2. 工事安全 巡視結果
3. 法改正情報
4. 工事ハンドブック改訂
5. 「作業責任者講習会総合サイト」情報共有機能追加

# 1. 工事の事故事例と対応

## (1)工事業者 事故件数



2023・2024年度は重大災害多発



2024年度は事故件数は過去最多、重大災害増加傾向

# 1. 工事の事故事例と対応

## (2)2025年度 主な事故事例 (1/2)

2025年5月5日(月)  
大泉電着塗装工場小火

**【小火】試運転中にダクト発火**  
電着 乾燥炉の温度を手動で制御・調整する作業を実施。  
調整中、メーカーの作業者が煙が上がっている事を発見し、SUBARU 工事担当者に連絡。現場を確認するとダクトの外周部の塗装が発火している事が確認された。



2025年6月26日(木)  
本工場TC試作 挫傷災害

**【組み作業】頭部挫傷：不休業**  
被災者が鉄骨 (C形鋼  $L=3m$  12.18Kg) 端部穴あけ加工を終え、一旦工具を取り外し、反対側の穴あけ加工をするために、**合番者が合図をせずに鋼材を持ち上げたため**鋼材端部が被災者の額にあたり裂傷した。



2025年8月28日(木)  
矢島バッテリ工場怪我

**【怪我】右足挫創：不休業**  
工場内で片付け中に、**フロアの段差部分 (500mm)** を踏み外して右膝下部を装置内の柱の接続部分にぶつけた際に受傷。



2025年10月16日(木)  
新大泉工場 屋根上骨折

**【段差転落】骨折：不休業**

竣工図の写真が不足していたため、現場の屋根上へ指定保護具着用して向かった。  
撮影対象がカメラのアングルに収まらないため、距離をとるべく歩行ラックから折板屋根に移動した際、**折板屋根の山部**で足を滑らせて谷部へ落ちた。

自力で事務所に戻るも痛みが引かず、自家用車で病院へ行った。



# 1. 工事の事故事例と対応

## (2)2025年度 主な事故事例 (2/2)

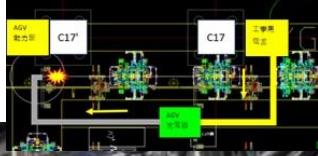
2025年8月30日(土)  
矢島5トリム北棟電気事故

### 【ヒヤリ物損】活栓作業で火花

AGVの充電器の動作確認を行うために200Vを仮配線で工事用電源から引っ張った。

AGV充電器内で2つの配線が共にさみされていたので動力盤への配線も活線となっていた。

末端処理していない配線(活線)と脚立がぶつかり火花が散った。

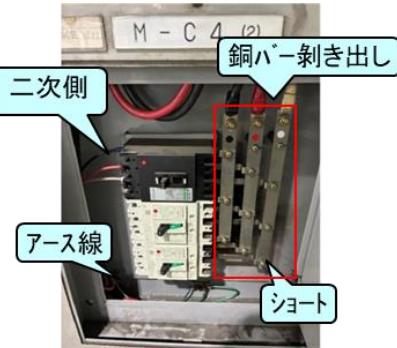


2025年9月7日(日)  
矢島5トリム北棟電気事故

### 【ヒヤリ物損】活栓作業で火花

分電盤に新設の配線用の穴開けを行った。配線を分電盤内に引き込み配線の被覆をむき端子をつけ、空いた対象ブレーカーの二次側に配線の接続を行った。

分電盤内にアースの接続を実施時にアース線が誤って手から離れ銅バー部分に当たってしまい、ショートして火花が散った。怪我人なし。



2025年6月10日(火)  
本工場 環境事故

### 【環境事故】車両オイル流出

廃却車両回収作業において、回収車両の荷台に付いていたオイルが雨により滴り、油水分離槽まで流出。



2025年9月12日(金)  
本工場 環境事故

### 【環境事故】強アルカリ流出

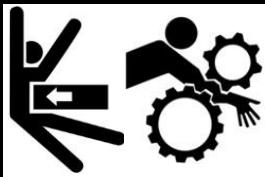
ツーリング工場内、設備基礎製作工事現場より地下水を3号水路へ放流した。当該地下水が強アルカリ性であったため、水路及び油水分離槽のpH値が上昇。環境技術課より報告を受け、水路への環境影響物質(強アルカリ)の流出が発覚した。



# 1. 工事の事故事例と対応

## (3)2025年度 SUBARU安全活動

① 動力  
(挟まれ・巻入れ)



② 重量物  
(接触)



③ 車両  
(接触)



④ 高所  
(墜落・転落)



⑤ 電気  
(感電)



⑥ 高熱物  
(熱・爆発)



⑦ 酸欠



## 【重大危険源 7 活動】

【2025年6月法改正】  
熱中症の恐れがある労働者を早期発見し、社内で報告するための体制を整備するほか、重症化を防ぐための応急処置や医療機関への搬送などの手順を事前に作成するよう求める。また、こうした点を関係する労働者に周知することも義務化される。

一步間違えば重大な事故に発展する7つの重大危険源

→ 作業・リスクを洗い出しして重大災害を防ぐ



# 2025年度 年末年始連休前工事連絡会用 【安全衛生課】工事安全のお願い

---

1. 工事の事故事例と対応
2. **工事安全 巡視結果**
3. 法改正情報
4. 工事ハンドブック改訂
5. 「作業責任者講習会総合サイト」情報共有機能追加

## 2. 工事安全 巡視結果

### (1) 矢島5トリム再構築 平日工事巡視結果

	8月	9月	10月
○	11	29	13
△	4	0	0
×	0	1	0
不明	4	0	0
対象外	3	5	0
○△×計	15	30	13
4RKY実施率	73%	97%	100%

#### 【主な指摘内容】



TIG溶接中  
・防塵マスク無し  
(アーケン溶接に分類)



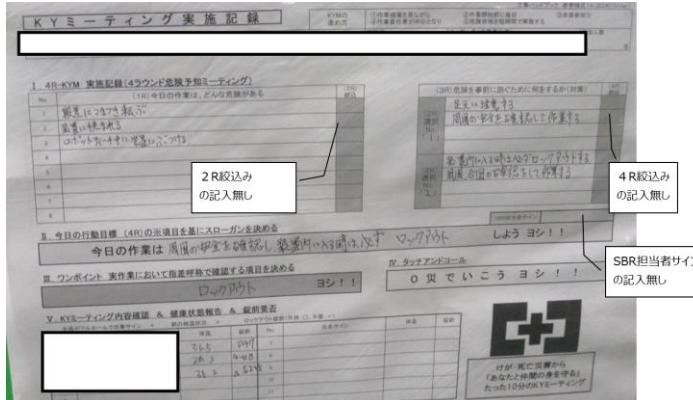
脚立補助員なし  
(乗り出し・危険)



・高所作業車からの  
乗り出し  
・安全帯未使用  
(フック掛けていない)



・高所作業中垂れ幕  
サイズ小さい  
・作業責任者  
常駐していない



#### 【5トリム再構築工事安全の結果】

①4RKYが当初73%の実施率だったものを、  
巡視で指摘・改善を依頼し、実施率の改善ができた。

②事故は8・9月に集中しており、  
10月はほとんど起きていない。巡視指摘も激減。

→工事後半へかけて大規模工事が減ったのもあるが、  
業者・工事計画部署ともに、意識改革ができて減少傾向

## 2. 工事安全 巡視結果

### (2)各工場夏季連休工事 職制巡視結果

本工場	矢島工場	大泉工場
<p>工事エリアでは生産技術メンバーが現場に寄り添い、的確な指示を出していたのを確認しました。</p> <p>各ショップとも工事計画に対して遅れなく進行しており順調な状況。</p> <p>※特に危険作業の指摘無し</p>	<p>全体的に安全ルールがしっかりと守られていた。という巡視報告が多くある一方、事故・発生状況としては、物損ヒヤリ1件発生している。</p> <p>8/15(金)16:35 工事業者 撤送トラック上の高所作業車 PBS陸橋接触 物損ヒヤリ</p>  <p>発生状況 架台設置工事で使用した高所作業車を搬出する際、PBS陸橋に搬送トラック上の高所作業車の運転台と接触し陸橋の一部を破損させました。（陸橋桁下高さ3.95m、高所作業車 4.05m運転台高さ） 再発防止 人…積み荷の高さが基準（3.8m以下）を超えていた。→走行前に高さを図る。きわどい場合には監視を付ける。 物…搬送中に荷崩れで高さが変化した。積み荷が不安定だった。→荷崩れないように固定を行う。 管理…車両が駆けて高さが変化した。走行速度が速かった。→陸橋通過時は徐行するように通達実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護メガネ未着用</li><li>・ロックアウトなし</li><li>・ハンドグラインダー使用時に火気工事の認識なし</li><li>・安全帯未着用 3か所</li><li>・フォークリフト鍵刺しっぱなし</li><li>・脚立不安全作業 2か所</li><li>・違法駐車</li></ul>

【全工事計画部署に共通する年末年始工事のお願い】



- ・4RKYの実施を行い、工事業者と工事計画部署のコミュニケーションを深めてください。
- ・有資格者の確認を行い、有資格者が工事を行えるフォローをしてください。
- ・作業責任者が複数の工事現場を掛け持ちして、管理監督できなさそうな場合は、工事計画部署から一度工事を止めて協議してください。  
→工事計画部署：丸投げしないきちんと見てほしい





# 2025年度 年末年始連休前工事連絡会用 【安全衛生課】工事安全のお願い

---

1. 工事の事故事例と対応
2. 工事安全 巡視結果
- 3. 法改正情報**
4. 工事ハンドブック改訂
5. 「作業責任者講習会総合サイト」情報共有機能追加

## 4. 法改正情報

令和8年1月1日以降着工の工事から、以下の設備解体等に事前調査が必要です



## 【SUBARUで適用されそうな設備】

- ① 反応槽（曝気槽）
  - ② 加熱炉（熱処理炉、乾燥炉、溶解炉等）
  - ③ ボイラー及び圧力容器
  - ④ 配管設備（建築設備を除くもの）
  - ⑦ 発電設備
  - ⑧ 変電設備
  - ⑭ 遮音壁

※他はリーフレット、厚労省サイトを参照のこと

【発注者（工事計画部署）が行うこと】

1. 解体・改修工事を行う設備等の石綿の使用状況等（設計図書など）を施工業者に通知する。

2. 解体・改修工事を行う設備等に石綿が使われている場合には、石綿除去等の工事に必要な費用、工期、作業の方法などの発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮する必要がある。

# 4. 法改正情報

## 令和7年4月から、事業者が行う退避や立入禁止等の措置→全ての作業員へ拡大

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行なう労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に關して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対するもの（退避、危険箇所等への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置の対象です。

・労働安全衛生規則・ボーラー及び圧容器安全規則・クレーン等安全規則・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場所に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限り、悪天候時の作業禁止の措置を行なう場合、その場所で作業を行なう労働者以外の人もその対象とすること
- 喫煙者の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること

### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行なうために労働者や保護具等を使用させた義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

今回の改正で請負人の保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるよう危険箇所等において例外的に作業を行なう場面に限られていますが、それ以外の場面であっても、  
① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることの義務付けられている場面  
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行なわせることが義務付けられている場面  
については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によっては立入禁止や火気使用の禁止を周知することが推奨されます。

### 注意事項

#### 重層請負の場合は誰が指図義務者となるか

##### 《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきもので、しつしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を行なう事業者ごとに複数行なう必要があります。一方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行なって差し支えありません。

##### 《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。三次下請が三次下請に対する義務を負います。



#### 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての指図義務の対象なりません。

#### 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行なわなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置は関係請負人が行なっている場合は、「必要な指導・指示」を行なわなければなりません。

#### 周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。  
周知が内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
  - 書面を交付する（請負契約書に示すことも含む）
  - 磁気テープ、磁気ディスクその他のこれらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
  - 団頭で伝える

#### 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

### 【法改正の主な内容】

## 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

## 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

個々の事業者が当該場所において措置すべきもの

- 元方事業者 → 請負人（一次下請け）
- 請負人（一次下請け） → 請負人（二次下請け）
- 請負人（二次下請け） → 請負人（三次下請け）



# 2025年度 年末年始連休前工事連絡会用 【安全衛生課】工事安全のお願い

---

1. 工事の事故事例と対応
2. 工事安全 巡視結果
3. 法改正情報
- 4. 工事ハンドブック改訂**
5. 「作業責任者講習会総合サイト」情報共有機能追加

# 4. 工事ハンドブック改訂



7月1日：1回目改訂【防火以外】  
10月1日：2回目改訂【防火】

防火管理の検査区分				
S	A	B	C	E
X	△	△	△	○
溶接・溶接機 加熱・焼却・切削	ストーブ・焚き火機 バーナー等	ヒートファン 100~600°Cの加熱機器	荷物搬	防火管理の検査区分の記号解説 ○…火災申請不要で使用可 △…火災申請必要で使用可 ×…基本的に使用禁止
火花	X	△	△	○○
ハンドドリル 打孔ドリル	電動ハマー ハリツ	ハンドクランパー 回転工具(石等)で打削・切削	高速カッター 回転工具(石等)で高速切削	チップソー・丸の刃 円盤刃で金属切削
電動工具	X	○	○	○○○○○
セーバーソー 連刃式往復鋸・電動	ハンドソー 電動往復鋸・電動	シグソー 電動上下式連刃・電動	サンダー 連続・高速振動工具	ハンチー 強力な打削工具
二刀式 打削式・低速切削	シヤー シヤーピグマ・切削	ペンドライバー 小型軽量タイプ	インパクト 打削式充電式工具	ドリル 充電式打削工具
防燃ハンドツール 直型で火災でない	防燃エアツール 防燃認証のもの	防燃電気機器	認定あるものはOK	
主に二輪車/3輪車含む	防爆仕様			

【工事計画部署】  
工事業者へフォロー  
【工事業者】  
最新版工事ハンドブックDL



# 2025年度 年末年始連休前工事連絡会用 【安全衛生課】工事安全のお願い

---

1. 工事の事故事例と対応
2. 工事安全 巡視結果
3. 法改正情報
4. 工事ハンドブック改訂
5. 「作業責任者講習会総合サイト」情報共有機能追加

# 4. 「作業責任者講習会総合サイト」情報共有機能追加

工事業者様各位

2025年12月  
(株) SUBARU  
安全衛生推進室／生産技術統括部

「SUBARU作業責任者講習会総合サイト」への情報共有機能追加について

平素より、当社の構内工事にご協力頂きありがとうございます。標題の件につきまして、ご連絡させて頂きます。

1. 情報共有ページの追加について

SUBARU群馬地区の構内工事で発生した事故情報を公開しますので KY 活動の参考にしてください。  
皆様に安全な工事を実施していただくために当社からは、KY（危険予知活動）の実施をお願いしておりますが、多くの方から「SUBARU構内工事の過去の事故情報を参考したい」とのご意見を頂いておりました。今回、それにお答えするかたちで「情報共有ページ」を追加し、過去の事故情報を公開することにしました。是非、KY 活動を行ううえでの参考としてください。

情報共有ページ URL :  
[https://kouji.subaru.co.jp/information/index.html?org\\_url=/information/index.html](https://kouji.subaru.co.jp/information/index.html?org_url=/information/index.html)

※事故情報は Excel 形式となっていますので PC での閲覧を推奨します  
当初は事故情報のみの公開となりますが、今後皆様からの要望に基づき情報の充実を図っていきます。

2. メール配信の開始について

工事業者様へお知らせしたい情報をメール配信しますので、希望する方は登録をお願いします。  
皆様に安全な工事を実施していただくためには「タイムリーな情報展開により工事業者様との連携を深めること」が不可欠ですが、現状は不足している部分もあると考えています。それを補填すること目的として、メール配信を開始させて頂きます。  
メールアドレスを登録して頂いた方には当社から以下の情報を随時、メールにて配信させて頂きます。

- ・上記「情報共有ページ」が更新された場合のお知らせ
- ・事故発生時の速報
- ・工事安全に関するお知らせ／依頼事項／安全ビラ／注意喚起
- ・作業責任者講習の開催情報

メールアドレス登録フォーム URL :  
<https://forms.office.com/r/Rvde2XgK6t>

メールアドレス登録フォーム QR コード :



※2026年1月以降に作業責任者ライセンスを取得される方はメール配信の配信元として自動的に登録されます  
※作業責任者ライセンスをお持ちでない方（各社の事務担当の方等）でも登録可能です

本件に関する問い合わせ先：  
[gun-segika08@subaru.co.jp](mailto:gun-segika08@subaru.co.jp)



## 「寄り添い、参加型 の安全活動」

工事業者様からの要望の対応

## 1. 情報共有ページの追加

SUBARU群馬地区の構内工事で発生した  
事故情報を公開します。  
KY 活動の参考にしてください。  
(従来の HP にページを追加します)

## 2. メール配信の開始

工事業者様へお知らせしたい情報をメール配信  
しますので、希望する方は登録をお願いします。  
(作業責任者講習の案内配信：アンケートで最も多い要望)

# 5. 作業責任者講習HP



SUBARU群馬製作所 作業責任者講習会 HP

<https://kouji.subaru.co.jp/gunma/>

※『SUBARU 作業責任者』で検索

- ・**用户名 : subaru**
- ・**密码 : Anzen2025**

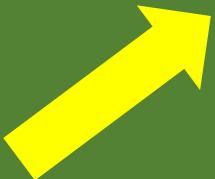
【HPでやれること】

- ①安全大会の閲覧
- ②作業責任者講習受講、申込情報取得
- ③工事ハンドブックDL
- ④工事ハンドブック簡易版DL
- ⑤各様式集DL
- ⑥災害事例DL





みんなで工事安全スキルを高めよう



Thank You!



SUBARU

質問、相談事項は (株)SUBARU安全衛生課まで (0276-26-2055)